

公共事業の事後評価書

(民有林補助治山事業の期中の評価)

平成20年3月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業採択後10年を経過した時点で継続中、又は直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業実施地区を対象として事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
補 助 事 業	民有林補助治山事業	7
計		7

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部治山課において実施した。

2 評価実施期間

平成20年1月から平成20年3月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①森林・林業情勢その他社会経済情勢の変化、②事業の進捗状況、③費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の評価項目の点検により、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映した。

結果については、「地区別評価結果」（[別添1](#)）のとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ・期中の評価実施地区について、いずれも「継続」との実施方針は、妥当である。

委員構成は、「第三者委員会名簿」([別添2](#))のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」([別添1](#))のとおりであり、林野庁ホームページに掲載している。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/jigyou/jigyoy19.html>)

なお、農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料及び議事録についても、林野庁ホームページに掲載している。(<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/hyoukatop.html>)

その他の資料の問い合わせ先は、「問合せ先一覧表」([別添3](#))のとおり。

7 評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められ、すべて継続すべきとの結果であった。

各事業地区毎の評価結果は、「地区別評価結果」([別添1](#))のとおりである。